

2015年06月11日：平成27年第2回定例会（第3号） 本文

○15番外塚潔議員 いばらき自民党の外塚潔でございます。

このたび、3回目の一般質問の機会を与えてくださいました先輩議員、そして同僚議員の皆様方に心から感謝申し上げます。

また、本日は、私の地元かすみがうら市から、県政に御関心の高い多くの皆様方に来ていただきましたことを、重ねて感謝申し上げます。

それでは、通告に基づき、順次質問してまいりますので、知事初め関係部長には、明快なる御答弁をお願い申し上げます。

現在、茨城県まち・ひと・しごと創生本部において、茨城県総合戦略の骨子案の取りまとめが進められており、本年10月には総合戦略が策定される予定と聞いております。

私は、この茨城県総合戦略において、霞ヶ浦は、茨城県のイメージアップという点でも大変大きな役割を果たすと考えております。

これからお尋ねいたします世界湖沼会議の誘致や日本一のサイクリング環境の整備、また、根本的な水質浄化の取り組みは、茨城県のイメージアップを推し進めるための基本的で重要なテーマであると確信しております。

最初に、世界湖沼会議の誘致についてお尋ねいたします。

平成27年第1回定例会の予算特別委員会でもお尋ねしましたが、開催地の募集時期が迫ってきておりますので、再度お尋ねいたします。

世界湖沼会議は、湖沼環境の問題について、研究者、行政関係者、市民などが一堂に会し、湖沼環境の保全と管理について討議を行い、意見を交わす国際会議であり、平成7年10月に霞ヶ浦で第6回世界湖沼会議が開催されました。これをきっかけとして、霞ヶ浦に対する県民の意識は大きく盛り上がり、その後のさまざまな取り組みの成果も徐々に上がってきているところであります。

前回の予算特別委員会では、生活環境部長から、第17回会議は、平成30年または平成31年に開催される可能性が高いことや、開催地の募集・選考手続の方針は、平成27年度以降に決まる見込みであるとの御答弁でありました。

また、誘致自体については、霞ヶ浦流域22の市町村のうち、賛同するとしたところがほとんどで、反対はないことや、国関係、大学・研究機関などにおいても、おおむねは賛成であるとのこと、さらに、できるだけ早く世界湖沼会議の誘致の是非を判断してまいりたいとの御答弁をいただきました。私としては、県でも誘致に前向きに取り組んでいただいていると考えております。

一方、去る3月25日には、一般社団法人霞ヶ浦市民協会から、同会議の招致に関する要望書が知事に提出されました。この団体の前身である世界湖沼会議市民の会は、前回の世界湖沼会議の開催に向けて設立され、会議成功に重要な一役を担い、以後、さまざまな霞ヶ浦環境保全活動に取り組んでこられております。

その要望の内容は、世界湖沼会議の準備活動や開催によって、県民の霞ヶ浦への関心が改めて高揚され、実りある環境保全活動へ導かれること、「人口と生物多様性に関する宣言」を初めとした「霞ヶ浦宣言」の精神が次世代に伝わる契機になること、

県や流城市町村及び県民が霞ヶ浦の環境改善に継続的な努力を重ねてきた実績などを国際的に発信できる場を提供できることなどとなっております。

このように、民間での機運醸成も図られている状況であります。実際に世界湖沼会議が霞ヶ浦で開催されることになれば、本県の環境保全活動のまたとないPRの場となり、本県のイメージアップにもつながります。

改めて、この機会を逃さず、世界湖沼会議の誘致に積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、知事の御所見をお尋ねいたします。

次に、日本一のサイクリング環境についてお尋ねいたします。

つくばりんりんロードと霞ヶ浦自転車道を含む霞ヶ浦湖岸の道路を一体のものとして、総延長180キロメートルのサイクリングコースを設定し、沿線市町村と連携して総合的な整備に取り組み、日本一のサイクリング環境を構築する水郷筑波サイクリング環境整備事業は、その取り組みがまさに今始まったところであります。

この日本一のサイクリング環境の整備につきましては、当面、3年間を目途に、ソフト・ハードの両面から、日本一と言われる環境づくりに取り組み、その魅力を積極的に国内外に発信してまいりたいと、平成27年第1回定例会の予算特別委員会で企画部長から御答弁をいただき、茨城県のイメージアップのためにも大変期待を寄せているところであります。

サイクリングロードの整備・活用に係る総合的な計画の策定は、企画部が主体となって、これから作成することとされておりますが、実際のハード面の整備は土木部で実施されております。

霞ヶ浦の北側の湖岸に整備されている潮来土浦自転車線は、毎年度、わずかず整備が進んでおりますが、土浦駅周辺のルート設定は土浦市と調整中のため、未定であります。また、利用者の安全対策のための川尻川の橋の整備など、ルートの整備にはまだまだ時間を要すると聞いております。サイクリングコースを利用する方が、霞ヶ浦の魅力を感じながら心地よく利用することを考慮して、この事業が進められているのか、疑問に感じます。

こうしたことから、県では、このサイクリングコースに、どのくらいの利用者数や、どのような効果を見込んで、ソフト・ハード両面の整備を進めていくのか、目標を定めなければ、整備や活用の計画は立てられないのではないかと考えます。利用者がふえれば、それだけ霞ヶ浦のサイクリング環境に厳しい目が注がれることとなります。利用者が心地よく利用できる視点から、おもてなしのあり方についても検討していかなければ、かえって茨城県のイメージやサイクリングコースの評判を落とすことにもなりかねません。このようなことから、企画部、土木部を問わず、部局を横断し、総合的に取り組む必要があると思われまます。

そこで、日本一のサイクリング環境をつくり上げていくため、どのくらいの利用者数を見込み、今後、どのような効果を期待して、ソフト・ハード両面の整備計画を立て、茨城県の魅力発信に取り組んでいくのか、知事にお尋ねいたします。

次に、霞ヶ浦直接浄化実証施設についてお尋ねいたします。

霞ヶ浦の魅力の本県のイメージアップにつなげるためには、首都圏の重要な水資源

である霞ヶ浦の水質浄化が大変重要になると考えます。

霞ヶ浦は、いまだ富栄養化の状態にあり、特に平成 23 年には、土浦港付近で大発生したアオコの腐敗による悪臭被害が大きく報じられるなど、水質の悪化は本県のイメージダウンにつながってしまいます。

そのような中、アオコの発生などを誘発する原因物質の一つであるリンを湖水から直接除去する霞ヶ浦直接浄化実証施設が平成 25 年から稼動しており、平成 29 年度に実証試験の総括評価が行われた上で撤去される予定になっております。

この実証施設による処理後の放流水は、処理前の湖水と比較して、浮遊物質や全リンが 7 割程度除去され、施設の稼動により、土浦港最奥部の水質は、土浦港入り口に比べて 4 割程度改善するなど、水質浄化効果については、当初の目標を超える成果を上げております。

一方で、施設の維持管理コストが非常に大きいことが課題となっております。

この施設は、湖水中の浮遊物質を凝集させた微小な塊に磁性粉を添加して、磁石により、その浮遊物質の塊を分離することで、リンも一緒に除去する方式を採用しており、分離後の浮遊物質の塊が産業廃棄物の汚泥となって排出されてしまいます。

このため、汚泥の処理費用が 1 日当たり 2 万 4,000 円、さらに、電気料が 1 日当たり 1 万 2,000 円となり、維持管理コストが年間で 1,300 万円を超え、大きな負担となっております。

このように、水質浄化の効果は高くとも、産業廃棄物が発生し続け、処理費用がかさむ施設の恒久化は困難であります。やはり、霞ヶ浦の水質浄化に資する施設を恒久的に設置していくことは重要であると考えます。

そこで、霞ヶ浦の水質浄化に資する恒久的な施設の設置方針などについて、今後、どのような構想を検討していくのか、生活環境部長の御所見をお尋ねいたします。

次に、つくばエクスプレス沿線開発における今後のまちづくりについてお尋ねいたします。

つくばエクスプレス沿線開発は、現在、県施行では伊奈・谷和原丘陵部地区など 3 地区、UR 都市機構では葛城地区など 3 地区の事業が継続しているところであります。

県施行地区では、伊奈・谷和原地区は、一昨年、換地処分が行われ、事業が最も進捗しており、他の地区でも徐々に事業が進捗しているところであります。

一方、UR が施行する地区であります。TX つくば駅から最も離れた中根・金田台地区につきましては、平成 33 年度までの事業期間の中で、地区内に宅地や県道などの道路の整備が進められております。今後の整備に伴い、県に対し、同地区につながる地区外の県道の整備が求められており、県にとっても負担になってしまうのではないかと、また、UR が土地処分を急ぐ余り、土地の供給量が過剰になることにより、土地の価格が下落し、民間で販売される土地の価格にも影響を与えるのではないかと心配をしているところであります。

また、つくばエクスプレス沿線開発が始まって約 20 年を経過し、この間、景気の低迷など、沿線開発を取り巻く環境も大きく変わってきております。このような変化の中で、沿線開発においては、実際にその地区に住む方たちのために、持続的なまち

づくりをしなければならぬと考えております。土地が売れて、子育て世代が移住し、一時的に人口がふえたとしても、同じ世代がふえるだけであれば、20年後、30年後に大きな人口問題が発生するのではないかと懸念しております。

今後、つくばエクスプレス沿線地域が、他県との競争に打ち勝ち、県全体の発展を牽引するような地域となるよう、しっかりとまちづくりを進めていってほしいと期待しているところであります。

そこで、つくばエクスプレス沿線開発における今後のまちづくりについて、どのように進めていくのか、企画部長にお尋ねいたします。

次に、水道料金についてお尋ねいたします。

水道事業は、水道法により、市町村が行うこととなっておりますが、ダムや浄水場の建設には多額の資金が必要であるため、市町村が単独で実施するには財政的に困難な状況です。

このため、私の地元かすみがうら市では、県企業局の県中央広域水道用水供給事業などから水道用水を購入し、各家庭に供給しているところであります。

現在、県中央広域水道用水供給事業における水道料金は、他の地域に比べても月額の基本料金が高く、結果として各家庭の水道料金も高くなっており、料金の値下げをしてほしいなどの要望が多方面から寄せられております。

私の地元かすみがうら市の家庭用の水道料金は、水量が10立方メートルまでの基本料金が1カ月につき2,138円40銭となっております。それを超える水量については、1立方メートル当たりで段階的に超過料金が加算されることになっております。この基本料金が下がるだけでも、各家庭の負担はかなり軽くなるのではないのでしょうか。

一方、県の企業局では、平成26年度で第3期中期経営計画が終了し、今年度からは新たに、計画期間を10年間とした企業局経営戦略を策定したと聞いております。この経営戦略では、新たに投資財政計画が網羅されており、経営・財務状況が的確に把握されるとのことでありますが、これにより、企業局の経営状況が改善し、各家庭の水道料金が引き下げられることを期待しております。

そこで、企業局経営戦略によって、今後の水道料金はどのように変わるのか、また、企業局経営戦略における投資のあり方はどのように変わっていくのか、企業局長にお尋ねいたします。

次に、地域包括ケアシステムについてお尋ねいたします。

団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えるに当たり、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要です。

このシステムは、保険者である市町村や県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくことが重要であります。

本県では、その第一歩として、今年度から2つの事業を実施しております。

その1つとして、茨城型地域包括ケアシステム推進事業があります。この事業では、市町村と一体となって、高齢者だけでなく、支援を必要とする全ての方を対象とした

システムの構築を推進していくことと聞いており、構築されれば非常に効果的なシステムであると思われます。

さらに、基盤整備事業として、訪問看護ステーションなどの医療系事業者に対し、必要な機器整備等を支援していくことになっております。

病院・施設から地域・在宅へという流れの中で、私の地元かすみがうら市においては、現在、在宅医療サービスの中核をなす訪問看護ステーションがない状況であり、この事業により、訪問看護などの事業所の設置が促進されることを大いに期待しております。

2つ目の事業としまして、介護予防・生活支援サービス強化事業も始められました。これは、介護保険制度の改正に伴い、必要となる生活支援コーディネーターの養成などを行う事業であります。要援護者の地域での生活支援をコーディネートする生活支援コーディネーターは、地域において選ばれた方が研修を受けてコーディネーターとなりますが、資格など特段の要件がありません。このため、どういう方たちにコーディネーターになっていただくのか、ガイドラインなどを定めないと、市町村間で不公平や不均衡が生じてしまうおそれがあると考えます。

こうしたことから、昨年年第3回定例会でも質問しましたが、地域における支援を活性化し、生活支援サービスを充実させるために、働ける元気で経験豊かな高齢者が、このシステムの一部を担うことができるような仕組みづくりをする必要があると考えております。生活支援コーディネーターとなるために特段の要件がないのであれば、NPO法人や社会福祉法人の関係者のみならず、ボランティアとして活躍している元気でやる気のある高齢者もぜひ対象にさせていただきたいと考えます。こうした方たちであれば、地域の実情にも詳しく、きめ細やかな対応が可能であると思われます。

そこで、地域包括ケアシステム構築のためのこれら2つの事業の今後の展望、特に、元気な高齢者に地域で積極的に支援してもらえる仕組みを今後どのようにつくっていくのか、保健福祉部長にお尋ねいたします。

次に、安全安心な地域づくりについてお尋ねいたします。

まず、不法投棄への対策についてお尋ねいたします。

本県の産業廃棄物の不法投棄発見件数は、平成21年度以降、100件台で推移しており、最近では、ダンプカー1、2台の産業廃棄物を道路脇や河川敷に捨てていく、小規模でゲリラ的な不法投棄が県南・鹿行地区で多発していると聞いております。

こうしたことへの対策として、県境の橋付近への監視カメラの設置や、今年度から、県内で1,000団体を超える防犯ボランティアとの連携による不法投棄の通報協力など、さまざまな対策を講じておりますが、産業廃棄物の不法投棄発見件数は依然として多い状況にあります。

また、実際に廃棄物が捨てられてしまった場合には、捨てた行為者を特定し、撤去を指導することが正当なやり方ですが、それではいつまでたっても廃棄物が撤去される見通しが立ちません。

もっと、県民自身が不法投棄を身近な問題として受けとめ、不適正処理を目的とした廃棄物を持ち込ませない、不法投棄をさせないという環境づくりをさらに強化して

いくためにも、不法投棄された廃棄物をボランティアで撤去する団体をふやしていくことや、みずからがそれに参加していく環境を整備していくことが重要であると考えます。このような活動を通して、県民自身に、不法投棄を身近な問題として捉えてもらい、県民による監視の目を育てていく必要があるのではないかと考えます。

こうした観点を踏まえて、今後の不法投棄対策について、どのように取り組んでいくのか、生活環境部長にお尋ねいたします。

次に、犯罪発生を抑止についてお尋ねいたします。

今月1日、日本年金機構が、外部からのウイルスメールによる不正アクセスにより、個人情報約125万件が流出したと発表しました。年金を受給されている高齢者からは、個人情報が悪用され、詐欺などの被害に遭うのではないかと不安の声が上がっております。

こうした中、平成26年度中の本県の刑法犯認知件数は3万502件で、平成15年から減少し続けているものの、ニセ電話詐欺の認知件数は、平成26年度では301件、被害額は14億円を超えており、増加傾向がとまらないことから、この対策を講じることが急務であると考えます。

金融機関や宅配業者との連携などにより、水際で未然防止につながる事例もふえてきておりますが、やはり、高齢者がニセ電話にだまされないためには、より具体的で、県民の意識に入り込みやすい啓発活動が必要ではないでしょうか。

これまで、各種広報媒体を活用した情報提供や各季運動における被害防止キャンペーンの展開など、さまざまな啓発活動が行われておりますが、これらに加え、夕方6時台に放送されるNHK県域放送ニュースなど、映像による啓発は視覚にも訴えることから、その効果も高いと考えられます。このため、テレビなど映像メディアを活用した啓発について、ぜひ検討していただきたいと思っております。

県では、関係機関や民間団体などで構成する茨城県安全なまちづくり推進会議を立ち上げ、安全・安心を実感できる地域社会の実現に向けた県民運動を推進しておりますが、この際に、県内の報道機関に対して、このような注意喚起への協力を強く要請してみるべきではないかと考えます。

また、最近のニセ電話詐欺の手口は日々巧妙化しており、被害者は、自分は大丈夫と思いつつもだまされているということでもあります。

こうした詐欺被害を防ぐためには、発生情報を周知し、高齢者本人に注意喚起を促すことに加え、家族や地域に対しても、一体となって対抗していくように呼びかけていくことも大切なことと思っております。

犯罪発生を抑止のため、あらゆる手段で県民に注意を呼びかけるべきであると考えますが、特にニセ電話詐欺の被害を減少させるため、今後、どのように取り組んでいくのか、生活環境部長にお尋ねいたします。

次に、本県の稲作のこれからについてお尋ねいたします。

古来から日本国民の重要な主食として生活を支えてきた米については、恒常的な過剰作付に加え、2年続いた豊作などのため、平成26年産米の相対取引価格は、前年に比べ、全国的に1俵当たり2,000円から3,000円程度、一挙に引き下げられました。

このため、県内の稲作農家からは、米をつくれればつくるほど赤字になってしまうなどの悲鳴が聞こえております。

このような状況を踏まえ、国では、本年3月に閣議決定した新たな食料・農業・農村基本計画において、飼料用米などの生産拡大を位置づけ、その確実な達成に向けて、水田活用の直接支払交付金など、必要な支援を行うこととしております。

しかし、現状では、飼料用米は収穫期が遅く、それまで水を使用することや、茎やもみ殻がかたいことから、刈り取り用コンバインに負担がかかり傷んでしまい、専用のコンバインを持たない農家は飼料用米をつくりにくい状況にあります。

また、この交付金制度では、主食用米を飼料用米として作付することも可能ですが、交付申請をする場合には、米の生産年の6月中に、主食用米と飼料用米のいずれかの作付を選択して、届け出を行う必要があります。

このため、農家の方は、飼料用米に転換することに関して、栽培面や販売面でさまざまな不安を感じております。例えば、私の地元の農家からは、飼料用の専用品種でないと取り組めないのではないか、飼料用米として生産したが、本当に購入してもらえるのかといった不安の声も多く聞いております。

本県の稲作を継続し、さらに発展させていくためには、このような状況を変え、農家が意欲を持って米づくりに専念できるように、さらなる収入の安定化対策が必要と考えます。

そこで、本県の稲作について、独自の思い切った施策が必要であると考えますが、今後の取り組みについて、農林水産部長にお尋ねいたします。

最後に、道の駅の増設についてお尋ねいたします。

平成27年4月現在、全国の道の駅の登録数は1,059駅であり、本県の登録数は11駅で、関東近県と比較して少ない状況であります。道の駅の設置者は市町村であり、現在、事業実施中であるのは、常陸太田市、常陸大宮市の2市とのことです。ほかにも、複数の市町村に設置の動きがあるとのことですが、それらを合わせても近県の登録数には及ばない状況であります。

道の駅の機能は、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能の3つの機能があると定義されております。私は、この中でも、休憩機能がもたらす効果が重要であると考えております。

ここでいう休憩機能とは、24時間無料で使える駐車場とトイレがあることであります。この休憩機能という面を見ますと、県内には、無料で気軽に休憩できる場所が少ない状況です。無料で休憩できる場所があれば、気軽に立ち寄ることができるため、その地域の観光につながり、無理な運転をしないなど、安全運転も推進できると考えます。

また、平成26年11月に施行されたいばらき観光おもてなし推進条例の制定に係る意見交換会においても、民間団体から、茨城県では公衆トイレが少ないというような意見が出されておりました。安全安心な道の駅を設置し、清潔なトイレを維持することで、観光客へのおもてなしとなり、本県のイメージアップにもつなげることができるのです。

このために、私は、県としても、県内に何カ所、どのあたりに設置すべきかなど、道の駅の配置について検討を行うとともに、大まかな配置計画を策定するなど、対応が必要であると考えます。実施主体が市町村であるので、県が押しつけるわけにはいきませんが、有効な配置を考えることは必要であると考えます。

そこで、市町村にだけ任せず、県も道の駅設置のグランドデザインの作成に積極的に取り組むべきと考えますが、土木部長の御所見をお尋ねいたします。

以上で、私の質問を終わりにします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○橋本昌知事 外塚潔議員の御質問にお答えいたします。

霞ヶ浦を活用した本県のイメージアップについてお尋ねをいただきました。

まず、世界湖沼会議の誘致についてでございます。

平成7年に本県で開催した第6回世界湖沼会議では、湖沼の持続的な利用や富栄養化のメカニズムなど、最新の研究成果について学ぶ機会が得られましたほか、水環境保全活動への市民参加を促進する契機ともなりました。

また、県では、開催期間中の国際湖沼環境政策フォーラムにおいて提唱した霞ヶ浦環境科学センターを設立し、水環境に関する調査研究、環境学習の機会や場の提供、市民活動との連携・支援などを行いますとともに、これらの取り組み成果を踏まえ、下水道等への接続支援や高度処理型浄化槽の設置促進を初めとする生活排水対策を強化するなど、霞ヶ浦の水質保全に努めてきたところであります。

世界湖沼会議は、これまでほぼ隔年で開催され、来年11月に、インドネシアのバリ島で第16回会議が開催されることになっております。第17回会議につきましては、茨城国体と同じ平成31年に開催される可能性が言われておりましたが、現在、平成30年開催を軸に調整が進められており、開催地の募集・選考手続の方針を策定中と聞いております。

県では、世界湖沼会議の誘致の是非について検討を進めるため、これまで、流域22の市町村や大学・研究機関等に御意見を伺ってまいりましたが、反対するところはなく、おおむねは賛成という結果でありました。

また、市民団体におきましても、全体としては会議の誘致を歓迎しており、特に、霞ヶ浦市民協会からは、本年3月末に私と県議会議長宛てに、4月上旬には、流域市町村で構成する霞ヶ浦問題協議会会長宛てに要望書が提出されましたほか、流域の市町村長へも同様に要望されたと同っております。

霞ヶ浦問題協議会では、この要望を受け、5月下旬に開いた総会において、世界湖沼会議の誘致のための議論を進めていくことについて確認がなされたところであります。

議員御指摘のとおり、湖沼会議の開催は、本県の環境保全活動のまたとないPRの機会となるばかりでなく、湖沼の水質保全に向けた県民の機運を盛り上げることが期待できるのではないかと考えております。加えて、霞ヶ浦における水質保全についての研究や取り組みの成果を伝えることにより、世界各地の水環境を取り巻く課題の解



決に貢献できますとともに、今後の霞ヶ浦の水質保全対策に役立つ、世界の新たな知見に接することができるものと思います。

県といたしましては、本県が開催した第6回会議から約20年が経過し、第17回会議は平成30年開催を軸に調整されておりますことから、会議の主催者である国際湖沼環境委員会（ILEC）からの最新の情報の収集に努めてまいりますとともに、本県の優位性についてアピールするなど、誘致に向けた準備を進めてまいります。

次に、日本一のサイクリング環境についてでございます。

県におきましては、これまで、筑波山や霞ヶ浦の周辺におきまして、地元市町村と連携し、霞ヶ浦自転車道などの大規模自転車道の整備を進めますとともに、トイレや休憩所として使用できる自転車サポートステーションの登録やサイクリングマップの作成に取り組んできたところであります。

また、この周辺地域では、規定時間内の走行距離を競うかすみがうらエンデューロ大会のような参加者が1,000人を超えるものなど、さまざまなサイクリング大会が開催されており、県外からも多くの方が参加するなど、好評を博しているところであります。

今年度は、水郷筑波地域におけるサイクリング環境整備に係る検討委員会を設置し、安心して、誰もが気軽に、地域資源と組み合わせた多様な楽しみ方のできるサイクリング環境の構築に向け、今後の具体的な事業やスケジュールなど、ソフト・ハード両面の総合的な計画を策定してまいります。

議員お尋ねの利用者数の見込みにつきましても、この計画策定作業の中で、詳細な利用者実態調査を実施し、これまでのサイクリング大会の参加者数や今後実施する事業の施策効果なども加味した具体的な目標設定を行ってまいります。

また、ハード整備についてでございますが、まず、ルートについては、つくばりんりんロードと霞ヶ浦自転車道が接続されていない土浦市内のルートを決定すべく、現在、土浦市と検討を進めているところであります。

また、利用者の安全性の向上と円滑な走行性の確保については、路面の改修や防護柵、路面標示等の交通安全施設の設置などを順次進めてまいります。

さらに、快適に利用していただくために、シャワー施設やポケットパークの整備による休憩施設の充実や、わかりやすい案内標識の設置などを実施してまいります。

総務省の社会生活基本調査によりますと、全国で約1,000万人いるサイクリング人口のうち、その半分の約500万人が首都圏に集中しているとされておりますことから、こうした方々を本県に呼び込むことで、交流人口を拡大できる大きな可能性を持っていると考えております。

また、本格的なサイクリスト以外にも、サイクリング初心者や家族連れなど、国内外の多くの方々に訪れていただくことで、地元商店街の売り上げ増加や宿泊客数の増加といった地域の活性化、さらには本県のイメージアップなど、裾野の広い波及効果が期待できると考えております。

こうしたことから、地元市町村などと連携を密にして、つくばりんりんロードと霞ヶ浦自転車道などを一体として整備することで日本一のサイクリングロードを目指

しますとともに、本県の魅力あふれる地域資源であるサイクリング環境について、広く国内外に発信してまいります。

○小野生活環境部長 霞ヶ浦直接浄化実証施設についてお答えいたします。

霞ヶ浦の水質浄化につきましては、これまで、6期にわたる湖沼水質保全計画に基づき、霞ヶ浦に流入する汚濁負荷の削減対策や底泥中の汚濁物質の除去対策を中心に進めてまいりました。

こうした中で、当施設は、直接湖水からりんなどを除去することによる水質浄化効果を検証するため、閉鎖的な水域である土浦港に初めて設置したものでございます。

当施設の実証試験の計画ですが、昨年度までの2年間は、安定的に高い水質浄化効果が得られるような運転方法を探った上で、今年度及び来年度には、平成29年度に予定している総合的な事業評価に向け、費用低減を図る運転方法を検証し、実用化のための詳細な検討を行うこととしております。

1, 2年目であります平成25年10月から昨年9月にかけて、1クール28日間の連続運転を、水質の異なる春、夏、秋、冬に各2クールずつ行いましたところ、処理水の目標水質を達成しまして、運転期間中の土浦港最奥部の水質は、一定の浄化効果が見込める結果となりました。

一方で、運転費用が高いことに加え、議員御指摘のとおり、添加剤として磁性粉を使っておりますことから、汚泥に鉄分が多く含まれ、当初予定していた肥料への再利用が困難になっていることなどの課題が新たに確認されました。

今年度は、浄化効果を維持しながら、汚泥処分量の削減に向けて、新規の磁性粉のかわりに、回収した汚泥を添加剤として再利用することや、汚泥を土壤改良剤等として再利用できますよう、磁性粉を添加しない方法を模索することなどにより、汚泥処理費用の圧縮に取り組んでいるところでございます。

来年度は、同じ浄化効果を維持した上で、どこまで凝集剤等の使用量を削減できるか、運転時間を短縮できるかなど、運転費用の削減方策について検証してまいります。

今後は、実証試験で得られつつあります知見をもとに、有識者の意見を伺いながら、霞ヶ浦の水質浄化に資する施設の活用構想の策定に向けた検討会議を開催してまいりたいと考えております。

そのためにも、費用対効果の検証を行うこれからの2年間は大変重要なものとなりますので、実証試験の結果を次の試験内容にフィードバックするなど、丁寧にきめ細かく、実証試験を実施してまいります。

次に、安全安心な地域づくりについてお答えいたします。

まず、不法投棄への対策についてでございます。

県では、これまで、不法投棄に対し、早期発見・早期対応が重要であるとの考え方のもと、ボランティア監視員制度や、10団体2企業との監視協定締結などによる発見通報体制の充実及び不法投棄対策室の設置による監視指導体制の強化、あるいは、ラジオや広報誌による啓発や街頭キャンペーンなどによる県民意識の高揚、さらには、茨城県産業廃棄物協会との共同によるボランティア撤去事業の実施など、さまざまな

対策を講じてまいりました。

この結果、本県の産業廃棄物不法投棄発見件数は、平成15年度の351件をピークに減少してまいりましたが、なお、現在も100件台で推移しており、今後、東京オリンピックなどの大きなプロジェクトを控え、不法投棄が増加に転ずるおそれもあることから、これまで以上に県民の監視の目を育てていくことが必要であると考えております。

このため、今年度は、新たに、6万6,000人を超える防犯ボランティアからの通報協力を得ますとともに、監視協定の締結団体等をさらにふやしてまいりますほか、新たに、建設関係団体と連携した建設解体工事現場パトロールなどに取り組んでまいります。

加えて、3年ぶりとなりますが、県民や、地域で環境保全や安全確保に取り組まれている団体などを対象に、不法投棄防止フォーラムを開催し、県民のさらなる意識の高揚に努めてまいります。

また、県産業廃棄物協会とともに実施しているボランティア撤去事業につきましては、ボランティア監視員や建設関係団体などにも参加を促しますとともに、県内各地で清掃活動に取り組まれている自治会やNPO団体などとの連携も図って、ボランティア撤去の輪がさらに大きく広がるよう働きかけてまいります。あわせて、それらの活動を、県民フォーラムやさまざまな広報媒体を活用して、広く県民に周知してまいります。

県といたしましては、こうした取り組みにより、県民の監視の目を育て、県民誰にも監視者となっていただけますよう意識の醸成を図りますとともに、引き続き、捨て得は許さないという方針のもと、さまざまな対策を行うことにより、不法投棄の防止に全力で取り組んでまいります。

次に、犯罪発生の抑止についてお答えいたします。

ニセ電話詐欺につきましては、警察による捜査や摘発はもとより、県民の皆様が詐欺被害に遭われないための啓発、あるいは、金融機関に声かけの強化をお願いするなどの対策をとってきたところでありますが、本年1月から5月の発生件数は、前年比で42%増加しており、大変深刻な状況にあると認識しております。

このため、特に、被害者の4分の3が65歳以上の高齢者で占められていることを踏まえ、今後は、高齢者の方に、ニセ電話詐欺の巧妙な手口などについて理解を深めていただくため、これまで以上に効果的な啓発を実施する必要があると考えております。

議員御指摘のとおり、視覚に訴える映像による啓発は、注意喚起に大変有効ですので、今後、安全なまちづくり推進会議の構成団体と連携し、報道機関に対し、地域の啓発イベント情報などと、被害発生情報や予防方法をセットで提供するなど、テレビなど映像メディアで取り上げていただくような工夫に努めて、啓発への協力を要請してまいります。

また、市町村や警察本部等と連携し、本県が運営する映像メディアであるいばキラTVにおいて、詐欺被害の再現映像や対応策などの番組を放映してまいりますととも

に、この映像データを老人クラブ連合会等に提供し、高齢者への周知に活用していただけますよう働きかけてまいります。

さらに、家族ぐるみの取り組みとして、詐欺を狙う電話を受けた際に、家族等への確認や相談を促す「ニセ電話詐欺 気をつけてレター」を作成し、県内全小中学校や金融機関窓口を通じて広く県民に配布し、子どもや孫世代から高齢者に送っていただけるよう呼びかけてまいります。

加えて、地域における取り組み強化として、現在、民生委員児童委員協議会や交通安全母の会等に行っている高齢者に対する詐欺被害防止のための声かけを、今後、地域防犯ボランティア団体や訪問看護ステーションなどにも拡大し、地域の高齢者に対する注意喚起を一層図ってまいります。

県といたしましては、警察本部と緊密に連携し、報道機関を含めた関係機関・団体等々の協力を得ながら、あらゆる機会を捉え、県民の注意喚起に努め、ニセ電話詐欺被害が一件でも少なくなるよう、全力で取り組んでまいります。

○野口企画部長 つくばエクスプレス沿線開発における今後のまちづくりについてお答えいたします。

つくばエクスプレス沿線開発につきましては、現在、6地区におきまして、県及びURがそれぞれ事業主体となり、土地区画整理事業として事業を実施しているところです。

県とURは、道路等のインフラ整備や土地処分を含め、事業計画策定の段階から、必要な協議・調整を行うなど、相互に連携しながら、沿線地区全体の計画的かつ着実な事業推進に努めておりますが、議員御指摘の中根・金田台地区などのUR施行地区における地区外道路や土地処分の進め方につきましても、引き続き、しっかりと協議・調整を行ってまいりたいと考えております。

URは、国の独立行政法人改革により、早期事業完了が求められており、今後、土地処分が加速することが考えられるところではありますが、一方で、地価動向等の市場環境の変化にも留意しながら進めていくことが平成25年12月に閣議決定されておりますので、県といたしましては、こうした点を踏まえ、周辺への影響に最大限配慮し、適切な土地処分に努めるよう要請してまいりたいと存じます。

また、沿線開発におけるまちづくりにつきましては、土地区画整理事業の進捗に合わせ、商業施設や学校、福祉や医療など、生活に必要な施設やサービスの確保に、地元市等と連携し、取り組んでいるところであります。同じ世代ばかりのまちづくりとにならないようにするためにも、若い世代から高齢者、親世代から子世代まで、長く住み続けられるまちづくりを進めてまいります。

さらに、ロボットやナノテクなど科学技術の集積、圏央道を初めとする交通ネットワークの優位性といった沿線地域の持つ強みを生かし、産業の面でも先進的な企業活動が活発に行われるようなまちづくりを進めてまいります。

県といたしましては、今後も、計画的な事業の進捗や土地処分に努めますとともに、つくばエクスプレス沿線地域のみならず、県全体の活性化につながるよう、他県との

競争に負けない、本県沿線地域ならではの魅力あるまちづくりに積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

○中島企業局長 水道料金についてお答えいたします。

企業局では、平成26年度までの5カ年間で計画期間とした第3期中期経営計画の検証や課題を踏まえ、学識経験者やユーザー、公認会計士などで構成する企業局経営懇談会での審議を経て、企業局経営戦略を策定いたしました。

策定に当たり、経営・財務状況を的確に把握するため、投資計画と財源とのバランスを図ることにより、将来においても安定的に事業を継続していけるよう考慮し、計画期間については、10年間といたしました。

この戦略におきましては、特に、支出のうち半分以上を占める人件費や、活性炭、電力など、水を浄化するための維持管理費について、水質や設備の特性に対応した効率的な運転管理を行うことや民間活力の導入等により、費用の縮減を図ることとしております。

一方、施設の更新等につきましては、保守点検の充実や計画的な修繕によって、各施設の長寿命化を図りつつ、液状化被害が懸念される管路の耐震化、新たな浄水処理システムの導入など、安全で安心な水道水の安定供給に必要な投資を着実に実施することとしております。

計画期間10年における水道用水供給事業の建設改良投資額を705億円と見込むとともに、可能な限り投資の平準化に努めたところでございます。

今後の収支についてでございますが、水需要は、当面、大幅な増減をもたらす要因が想定できないことから、過去の実績等を参考に、ほぼ横ばいと見込み、さらに現行料金を維持した上で、先ほど申し上げましたような投資を着実に実施する費用や、水源確保に要する費用等も考慮に入れた結果、経営戦略期間中、若干の黒字は確保できるものの、資金的には余裕のない状況となっております。

特に、県中央広域水道の料金につきましては、これまでに企業局が整備した施設能力に見合う受水契約を市町村との間で結べていないことが高い料金の要因となっております。

今後につきましても、現行の受水契約状況を前提といたしますと、施設の更新や耐震化に対する投資に加え、霞ヶ浦導水事業が完成した場合の管理負担金などの支払いにより、他の広域水道事業よりも厳しい経営状況にございます。このような状況ですので、当面は、企業局経営戦略に基づく経営努力をしていくことにより、何とか現行料金を維持していきたいというふうに考えております。

○松岡保健福祉部長 地域包括ケアシステムについてお答えいたします。

県では、2025年を見据え、全ての市町村において地域包括ケアシステムが早期に構築されるよう、今年度から新たな支援策に取り組んでまいります。

まず、茨城型地域包括ケアシステム推進事業についてでございますが、本県では独自の施策として、平成6年度から、高齢者や障害者など支援を必要とする全ての方々

を対象とした地域ケアシステムの取り組みを推進してまいりました。これまでの取り組みの中で、本県は、在宅医療を支える訪問看護や在宅療養支援診療所などの事業所数が全国でも下位に位置していることから、必要な医療サービスを十分に提供できないことが課題の一つとして挙げられております。

このため、まずは、今年度から、在宅医療等を実施する際の機器整備に要する経費等への助成を行うことといたしました。特に、在宅医療サービスの中核となる訪問看護ステーションについては、7市町で未設置であるということより、このような市町村に対しまして、積極的に設置を働きかけるなど、在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図ってまいります。

次に、介護予防・生活支援サービス強化事業についてでございます。

議員御指摘のとおり、国のガイドラインでは、生活支援コーディネーターに特定の資格要件はなく、地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績のある者などと示されているところでございます。

一方、元気な高齢者は、今後の介護予防・生活支援サービスの強化には欠かせない地域の資源であり、元気な高齢者の中からコーディネーターを掘り起こし、地域で活躍していただくということは大変有効だと考えております。

例えば、老人クラブのリーダーや高齢者はつらつ百人委員会の委員、6,700名を超えるシルバーリハビリ体操指導士の方々など、元気な高齢者は地域にたくさんおられます。

本事業では、今年度から、県において、500名を目標にコーディネーター養成研修を実施し、平成30年度までに全市町村に配置することとしておりますので、このような元気な高齢者からの登用についても、市町村に積極的に働きかけてまいります。

県といたしましては、これら2つの事業を効果的に展開することにより、茨城型地域包括ケアシステムの構築を進める中で、高齢者の意欲や能力を活用させていただきながら、高齢者が地域で活躍できる場の創出に積極的に取り組んでまいります。

○鈴木農林水産部長 本県の稲作のこれからについてお答えいたします。

稲作農家の収入の安定化を図っていくためには、主食用米の過剰作付を解消して、需要と供給のバランスを図り、米価を安定させることが急務となっております。

このような中、飼料用米は、湿田でも取り組みやすいことから、本県においては、過剰作付の早期解消に向けて大変有効であると考えております。

このため、県やJA等で組織いたします県農業再生協議会におきまして、平成27年産の飼料用米の作付目標を7,000ヘクタールといたしまして、関係団体が一体となり、飼料用米の生産拡大に取り組んでおります。

具体的には、農業者との意見交換会の開催や、飼料用米推進チラシの全戸配布等を行い、飼料用米の有利性や専用品種の栽培方法などについて周知してまいりました。さらに、田植え後でも主食用品種を飼料用米へ転換できることなどについて、新聞広告などにより周知し、推進しているところでございます。

こうした取り組みにあわせまして、専用品種の収穫の際には、作業速度を遅くして、

コンバインの負荷を軽減できることや、多収性の主食用品種の作付が有利であることなど、きめ細かな情報を提供することにより、飼料用米に対する農業者の不安の解消に努めているところでございます。

その結果、平成27年産の飼料用米につきましては、5月中旬時点で約6,000ヘクタールまで拡大することが見込まれております。

このような中で、国では、飼料用米の取り組み計画書の提出期限を、従来の6月末から1カ月延長し、7月末とすることといたしましたので、県といたしましても、今後、大規模稲作農家への戸別訪問等を通じまして、目標達成に向けて、さらなる働きかけを推進してまいります。

なお、販売面につきましては、JA全農は、昨年の3倍の60万トンとの目標を掲げておりますが、本県といたしましては、独自に、鹿島地区に立地する飼料会社5社等と協議会を立ち上げ、県内の飼料用米の増産に対応できるよう、販売体制の整備を図っているところでございます。

今後も引き続き、農業者等の御意見を踏まえ、飼料用米の拡大に必要な取り組みを行い、米価及び稲作農家の経営の安定に努めてまいります。

○渡辺土木部長 道の駅の増設についてお答えいたします。

道の駅につきましては、平成5年に、国により制度が創設され、これまでに全国で1,059駅が登録されているところでございます。

本県におきましては、11駅が登録されており、現在、常陸太田市及び常陸大宮市において、新たな道の駅の整備が進められているところでございますが、議員御指摘のとおり、他県に比べ設置数が少なく、また、地域的にも偏りがあるのが現状でございます。

道の駅は、24時間利用できる駐車場やトイレなどの休憩機能、道路情報や観光情報などを発信する情報発信機能に加え、農産物直売所や飲食施設などの地域連携機能を有する施設でございます。

近年では、観光総合窓口の設置による周遊観光の促進や、特産品を活用したオリジナル商品の開発・販売、さらには、農業・職業体験を通じた地域の交流拡大など、地域の特色を生かした新しい取り組みが進められてきており、地域の活力を生み出す核となるとともに、新たな雇用の創出にもつながっております。このため、道の駅は、まち・ひと・しごと創生に向けた有効な施策の一つとしても期待されているところでございます。

このような中、全国的な道の駅への関心の高まりなどを受け、本県でも、設置が進んでいなかった県央・県南地域の市町村においても、最近では、道の駅の構想・検討が始められているなど、道の駅が県内全域に広がる兆しが見えてきているところでございます。

このため、県では、道の駅づくりのノウハウや先進事例などの情報提供、さらには、部局横断的な助言を行うなど、戦略的に市町村の道の駅づくりを支援するため、ことし3月に、関係部局が一堂に会した茨城県「道の駅」地方創生ワーキングチームを結

成したところでございます。

議員御指摘のトイレと道の駅グランドデザインについてでございます。

まず、トイレについてでございますが、トイレは、清潔さや使いやすさなどが、その道の駅だけでなく、その地域の印象までも左右する大変大事な施設と認識しております。

現在、本県の道の駅には、老朽化が進んでいたり、古い形式のトイレが数多くありますことから、県で整備したトイレにつきましては、今年度から順次改修を図ることとしており、また、市町村に対しても施設改修を働きかけてまいりたいと考えております。

次に、道の駅のグランドデザインについてでございますが、道の駅は、地域の特色に合わせて独自性を出していくことによってこそ、魅力ある質の高い道の駅ができていくものでありますことから、道の駅設置の判断や、その設置場所、施設内容等の検討・決定については、市町村が主体となることが基本であると認識しております。

しかしながら、県といたしましては、現在、未設置の市町村とも、市町村の自主性も尊重しつつ、茨城県「道の駅」地方創生ワーキングチームなどを通じて、積極的に情報や意見の交換を行っていくこととしており、こうした取り組みが、県全体の道の駅の増設、さらには、道の駅の適正な配置につながっていくものと期待しております。

県といたしましても、質・量ともに魅力ある道の駅づくりを目指し、市町村の取り組みを積極的に支援してまいります。